

押印見直しの取り組みについて（令和3年度の取組結果）

押印見直しの目的

本市では、市民の負担軽減、手続きのオンライン化を見据えた行政サービスの向上を図ること目的として、市民や事業者からいただく申請書、届出書その他、手続きに必要な書面の押印の見直しを図ります。

令和3年度末の見直し結果について

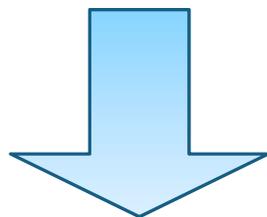
- 令和3年度末の押印見直し調査で、市役所に提出いただく書面は全部で7,323種類でした。（令和2年度末 7,247種類）
- 令和2年度末で押印継続としていた書面631種類についてさらなる見直しを行いました。

（令和3年度に廃止した主な書面）

- ・戸籍関係書面
- ・後期高齢者関係書面
- ・市の条例や慣行の見直し（固定資産（土地・家屋・償却資産）評価審査申出書、審議会委員の委嘱承諾書 等）

見直し結果

全書面7,323種類のうち、約93.1%※の押印廃止（昨年度より1.8ポイント上昇）
令和2年度から継続して見直した結果、見直し可能なものは押印廃止完了



- 押印を継続する書面（508種類）
- ①法令義務付けのもの（契約書等）
 - ②登録印制度（印鑑証明制度等）
 - ③契約関係書類・契約書に準ずるもの
 - ④その他（証明書・第三者の同意書等）

押印を廃止した行政手続きはオンライン化を検討し、さらなる市民の負担軽減・利便性向上を図ります。

※【参考】法令義務付けのもの（上記①）を除く、市独自の書面は95.4%の押印廃止